

## 高校国語におけるアダプテーション

——新学習指導要領（令和4年実施）における改善点——

Adaptation Adopted in Highschool Subject “Japanese Language”

— Changes in New Curriculum Guideline —

木村 陽子

Yoko KIMURA

Key words: 国語教育、学習指導要領、アダプテーション、翻案、メディア変換

### はじめに

2022（令和4）年度から実施される高等学校の国語科の新たな学習指導要領では、文学研究の世界で「アダプテーション」と呼ばれる創作技法が指導事項として重要な地位を占めている。その結果、新教育課程では、新設された「言語文化」「文学国語」「古典探究」といった広範囲の科目細目にわたって、アダプテーションにかかわる豊富な言語活動例が盛り込まれることになった。

本稿は、ここに至るまでの経緯や指導要領の編纂者たちの意図を、アダプテーション課題が最初に登場した現行の学習指導要領が改訂されたときの議論にまで遡って、当時の審議会の記録や公表された解説書などを手がかりに跡づける。さらに、日本の言語文化の担い手としての自覚を涵養することを重視する新しい学習指導要領において、アダプテーションという技法自体が日本の言語文化全体の独自性として位置づけられ、ますます存在感を増していった経緯についても分析を試みる。

### 1. 高校国語の新しい指導要領

戦後わが国では、現在までに9度にわたる教育課程の改訂が行われているが、高等学校の国語科（以下「高校国語」）では2018（平成30）年3月に、10度目となる新しい学習指導要領（以下「新指導要領」）が発表された。

これに基づく新教育課程が2022（令和4）年度から年次進行で実施されることになっており、2019（平成31）

年には、その解説である文部科学省編『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 国語編』（東洋館出版社、以下『解説（平成30）』）も刊行された。

今改訂全体の柱となるのは「生徒の主体的な言語活動の重視」であるとされているが、特に高校国語では、抜本的な科目構成の見直しが図られた（図1参照）。

現行		改訂	
科目	単位	科目	単位
国語総合 <sup>○</sup>	4	現代の国語 <sup>○</sup>	2
国語表現	3	言語文化 <sup>○</sup>	2
現代文A	2	論理国語	4
現代文B	4	文学国語	4
古典A	2	国語表現	4
古典B	4	古典探究	4

○・・・必修修科目

図1: 高校国語の科目変更

現行の共通必修修科目である「国語総合」は、「現代の国語」と「言語文化」の2科目に改編され、選択科目の名称もほぼ一新され、従来のような「現代文」と「古典」とに分けて取り扱う科目担当の在り方も改められた。

新指導要領を検討してきた文部科学省の教育課程部会は、2016（平成28）年8月、「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」の中で、小学校、中学校の国語教育について以下のように述べ、一定改善が図れていることを評価している。

平成24年(2012年)に実施されたOECD生徒の学習到達度調査(PISA調査)においては、「読解力」の平均得点が比較可能な調査回以降、最も高くなっているなどの成果が見られる…言語活動の充実を踏まえた授業改善が図られている<sup>(1)</sup>。

他方、高校国語については、次のような「課題」があることを指摘している。

高等学校では、教材への依存度が高く、主体的な言語活動が軽視され、依然として講義調の伝達型授業に偏っている傾向があり、…古典に対する学習意欲が低いことなどが課題となっている<sup>(2)</sup>。(下線引用者)

すなわち、高校国語においては、「主体的な言語活動」と「古典に対する学習意欲」が、大きな課題であると認識されているのである。さらに2016(平成28)年12月、中央教育審議会が文部科学大臣の諮問を受けて示した答申でも、現在の高校国語の問題点が以下のようにコメントされ、ここでも「主体的な表現」と「古典の学習」に課題があると繰り返されている。

高等学校の国語教育においては、教材の読み取りが指導の中心になることが多く、国語による主体的な表現等が重視された授業が十分行われていないこと、話し合いや論述などの「話すこと・聞くこと」、「書くこと」の領域の学習が十分に行われていないこと、古典の学習について、日本人として大切にしてきた言語文化を積極的に享受して社会や自分との関わりの中でそれらを生かしていくという観点が弱く、学習意欲が高まらない…<sup>(3)</sup> (下線引用者)

一方、これらの指摘ポイントは、すでに2009(平成21)年告示の現行の学習指導要領の「国語科改訂の趣旨」においても、2008(平成20)年1月の中央教育審議会答申を引用するかたちで示されていた。たとえば、共通必修科目としてリニューアルされた「国語総合」の「改訂の趣旨」が以下のように示されており、ここでも学習者の能動的学習(主体性)や伝統的な言語文化への理解を深化させるために古典の力の涵養を図ることの重要性が強調されている。

「国語総合」は、現行の「国語総合」の内容を改善したものとする。実社会で活用できる国語の能力を身に付けるため、話すこと・聞くこと、書くこと及び読むことの学習が総合的に行われるよう、内容を改善する。その際、特に、文章や資料等を的確に理解し、論理的に考え、話したり書いたりする能力を育成することや、我が国の言語文化を享受し継承・発展させる態度の育成を通して、感性や情緒をはぐくむことを重視する<sup>(4)</sup>。(下線引用者)

その意味では、新指導要領は目標設定においては現行の指導要領の延長線上にあるといえる。同じような目標が改めて強調され設定されている理由は、こうした「主体性」や「古典」といったテーマについての、現場での授業改善の取組みがまだまだ不十分であると、答申が評価したとみることができる。結果、上述したような科目構成にまでわたる大がかりな見直しへとつながったものと考えられる。

そこで、次節では今改訂における改善点として指摘されている「主体性」や古典の力の涵養というテーマを、現行の指導要領がどのように扱ってきたかを振り返る。そして、それらに対し、新指導要領でどのように変更や改善策が試みられているのかを、特に「脚本化」と「創作」という視点から俯瞰し、その中で「アダプテーション」を重視する傾向がこれまでも増して強まっていった経緯を明らかにする。

## 2. 現行の指導要領の課題1：脚本化

「主体的な表現等」を重視する授業への改善提案は、現行の指導要領でも主眼とした点であったが、特に目を引いたのが「脚本化」という言葉である。「国語総合」の指導要領「読むこと」の「言語活動例ア」には、次のように明記されている。

文章を読んで脚本にしたり、古典を現代の物語に書き換えたりすること<sup>(5)</sup>。

一般に文学研究では、

①小説の映画化、映画の舞台化、演劇のテレビドラマ化のような〈メディア変換〉

②古典を現代の物語に、または、海外の話を自国の話にするような〈翻案・翻訳〉

③過去の作品を基にして作るような〈リメイク〉

といった広範囲の作品変換を「アダプテーション (adaptation)」と呼ぶが<sup>(6)</sup>、これを前掲「言語活動例ア」と比べると、〈文章の脚本化〉は①の〈メディア変換〉に、〈古典の現代化〉は②の〈翻案〉に相当する。このように、アダプテーションは「主体的な表現等」の養成に役立つ創作「技法」として、現行の指導要領の解説書である『高等学校学習指導要領解説 国語編』(教育出版、以下『解説(平成22)』)でもその有用性について言及され、「国語総合」の「表現」する言語活動として取り入れられているのである。

「脚本化」という〈メディア変換〉や、その先にある実演によって「主体的な言語活動」を実現しようという意図は、高校2・3年生を対象学年とした「現代文B」の指導要領「言語活動例ウ」の『解説(平成22)』における、次のような記述にもはっきりと見て取れる。

### 文学的な文章を読んでその内容を戯曲や脚本に翻案したり、実際に演じたりすること<sup>(7)</sup>

そもそも演劇を国語授業に取り入れようとする動きは、現行の指導要領の議論が始まろうとしていた2004年に早くも確認できる。「これからの時代に求められる国語力について」と題された2004年2月3日付文化審議会の報告書には、「演劇などを取り入れた授業を」という項目が掲げられている。また、2008年に文部科学省が外部機関に調査させたレポートでは、「国語専門家会議による教科書の改善・充実に向けた11の提言」のひとつとして「演劇教材を復活させる」ことが盛り込まれていた。その結果、現行の指導要領には、「言語活動例」として〈文章の脚本化〉が明記され、「国語教室に演劇的空間を作り出していこう」という考えが具現化されるに至った。

さらに、現行の指導要領では、〈文章の脚本化〉の先に、実演やリーディング発表会の開催なども期待されていた。その布石として、文部科学省は現行の指導要領の実施開始前年の2012年、ウェブ上の映像で演じられているシーンに基づき、「子どもたち自身が脚本家・演出家となり、自分なりに工夫して演劇を作る」ことを目的とした「演劇メーカー」(平田オリザ監修)を文部科学省のサイト上で公開し、関係者の理解を深めようと努めていた<sup>(8)</sup>。換言すれば、「脚本化」というアダプテーション課題が、「国語総合」においては「主体的な言語活動」の象徴的な役割を期待されていたといえよう。

しかしながら、高等学校向けの現行「国語総合」教科書24冊を対象とした2018年の筆者の調査では、〈文章

の脚本化〉という学習課題を、実際には明治書院の『新精選国語総合』、『新高等学校国語総合』の2冊(全体の8%)でしか確認できなかった。他方、〈古典を現代化〉するアダプテーション課題は、全24冊中12冊(全体の50%)、延べ21課題も取り入れられていた<sup>(9)</sup>。

〈古典を現代化〉する教材が教科書に広く取り入れられたのは、文語文法の暗記や逐語訳が求められるような従来型の授業よりも、創作性が許容される点で、より自由度が高く、「古典に対する学習意欲」を高める効果があると教科書会社が判断したためだと考えられるが、いずれにせよ、〈検定教科書への反映〉という点で、〈文章の脚本化〉と〈古典の現代化〉では、取り上げられ方が大きく異なる結果となった。

阿武泉によれば、1952年から1962年のピーク時には延べ162作(日本の戯曲105/海外の戯曲57)の戯曲・シナリオ教材が高校の国語教科書に掲載されていたのが、その後、減少の一途をたどり、1990年代には延べ6作、2000年代初頭にはついにゼロになったという<sup>(10)</sup>。つまり、現実的には、〈文章の脚本化〉の以前に、教科書に〈脚本〉自体が掲載されなくなっていたのである。

そうした中で、実際の授業運営において〈文章の脚本化〉や実演を指導することのハードルは、指導要領の起案者たちが想像していた以上に高かったということだろう。そのような高校国語の実情を鑑みれば、〈文章の脚本化〉の指導は、経験や技術、知識に自信が持てない教員たちから、過度の負担と受け止められたに違いない。「国語総合」の教科書に〈文章を脚本化〉する教材がほとんど取り入れられなかったのは、そうした現場教員の骨折りを回避しようとする教科書会社側の配慮であったとも考えられる。

結果として、〈文章の脚本化〉という〈メディア変換〉するアダプテーション課題は、新指導要領では後景化することになった。他方、新指導要領では、〈小説の脚本化〉のほかに、〈小説の絵本化〉という新たな〈メディア変換〉する課題が加えられている<sup>(11)</sup>。〈脚本化〉と〈絵本化〉で、どちらがより難易度が高いかは一概に言えないが、〈絵本化〉という選択肢の追加は、教科書会社からも、現場の教員たちからも「改善」として受け止められるのではない。

しかし、新指導要領でも、「脚本化」という視点を完全に捨て去ったわけではない。「文学国語」の「読むこと」の「言語活動例エ」として、「演劇や映画の作品と基になった作品とを比較して、批評文や紹介文などをまとめる活動」<sup>(12)</sup>がある。この言語活動は、〈小説の脚

本化)のような〈メディア変換〉を生徒に試みさせるアダプテーション課題とは異なり、いわばその前提となる学習課題として、演劇や映画のような文字メディア以外の「メディアの特性を学ぼう」というものである。

表現メディアには、文字メディア(小説、詩歌)、画像メディア(図形、絵、写真)、映像メディア(映画、アニメ、テレビドラマ)、舞台メディア(演劇、ダンス)などの多様な種類があり、それぞれのメディアには、そのメディアならではの強み、弱みという意味での〈メディア特性〉が存在する。そうしたマルチメディア化した現在の表現メディアの基礎的知識を、しっかり学習させようとする視点が、新指導要領には新たに加えられているのである。

たとえば、〈演劇〉ならではの〈メディア特性〉について、「演劇メーカー」の監修者でもあった平田オリザは、著書『演劇入門』(1998)の中で、次のように説明している。

**映画、テレビ、マンガといった媒体は、多くの場合、事件の連鎖によって物語を進展させていく。だから、そのシナリオを作る場合でも、まずテーマを定め、起承転結といった大きな筋書きを作り、さらにそれを細分化して肉付けするという作業が行われる。…例えば、起の部分を、さらに四つに細分化し、**

**起…主人公の女の子が、朝寝坊する  
承…トーストをくわえて、外に飛び出す  
転…学校の近くの曲がり角で、知らない制服を着た男の子とぶつかる  
結…教室に行ってみると、先ほどぶつかった男の子が、転校生として紹介される**

…このようなやり方を、舞台上そのままやったらどうなるか考えてみてほしい。…主人公の部屋、家の玄関、学校の近くの路上、教室と、これだけでも四つのシーンが必要とされる。…劇作家ならば、おそらく起承転結の「起」の部分では、例えば教室での出会いのシーンだけを舞台として選ぶだろう。そうして、そこで起こる会話を通じて、それ以前の出来事については、観客の想像力に委ねることになる。

時間や空間の飛翔に制約のある演劇では、文字メディアや映像メディアのように出来事の連鎖によって劇を進行させることが困難である。また、文字メディアのように、地の文で舞台設定や情景、登場人物たちの関係性やそれぞれの感情描写などを詳細に説明することができない。演劇ではそのすべてを、セリフや身体表現によって示す必要がある。

また、演劇ではストーリーの中で、ある特定の象徴的なシーンだけを抜き出して舞台を構成し、その前後の時間については、観客の想像力に委ねる。そのため、観客の想像力を喚起するようなセリフを書く必要が生じる。そのように観客の想像力を梃子にして展開するのが演劇の〈メディア特性〉であると、平田は前掲書で説明している<sup>(13)</sup>。

このような表現メディアの特性への十分な理解がないまま、教員に〈小説の脚本化〉という他メディアへの移し替えを指導せよといっても、うまく対応できないのも無理からぬことである。そして、このようなところに、〈文章の脚本化〉が教材化において低調であったことの最大の要因があったと考えられる。

新指導要領ではこの点が改善され、同じ「文学国語」の「読むこと」の「言語活動例」の中に、〈各メディア特性を批評〉する活動と〈小説の脚本化〉という〈メディア変換〉する活動とを併記している。そのため、教員は演劇のメディア特性を理論的に理解したうえで、その知識を活用して〈小説の脚本化〉の指導にあたることができるようになったといえるだろう。

その意味では、現行の指導要領と比べて改善が図られているといえるが、しかし一方で、新たな課題が浮上したともいえる。そもそも「演劇や映画の作品と基になった作品」との〈メディア特性の比較〉を求めるような学習課題は、過去の高校国語の指導事項には存在しなかったからである。〈各メディアの特性を比較〉するという言語活動は、今日のマルチメディア化した情報化社会において極めて有用な学習課題ではある。しかし、これを教員たちがスムーズに授業展開できるかどうかの成否は、現時点では、具体的にどのように教材化されるのかという、教科書会社側の努力に委ねられているといえるだろう。

### 3. 現行の指導要領の課題2：創作

前述したように、現行の指導要領からは、「主体的な表現等が重視された授業」を実施するうえでの有用なツールとアダプテーションが見なされ、これを効果的に用い

ることで学習者の「主体性」の発現を高めようとする意図を読み取ることができる。

たとえば、〈文章の脚本化〉〈古典の現代化〉を求める「国語総合」の「読むこと」の「言語活動例ア」の『解説（平成22）』では、「**翻案をする言語活動において、文章を自分の知識、思考、体験などと照合させながら繰り返して読むことは…主体的な読みの確立につながる<sup>(14)</sup>**」と説明されている。

ゼロから作品を創作させるのではなく、既存の作品の上に創作性が許容される独自の書き換えを行うアダプテーション課題が、現行の国語教科書にもすでに豊富に取り入れられているが、新指導要領では「古典」というもうひとつの指導テーマへの接近を通じて、その傾向がいつそう強められたといえるだろう。

たとえば、新設された「文学国語」の「書くこと」の「言語活動例ウ」に「**古典を題材として小説を書くなど、翻案作品を創作する活動<sup>(15)</sup>**」がある。現行の指導要領から引き継がれた〈古典を現代化〉するアダプテーション課題ではあるが、別の見方をすると、「国語による主体的な表現をもっと重視しよう」という「主体性」の課題と、「日本人として大切にしてきた言語文化を積極的に享受して社会や自分との関わりの中でそれらを生かしている」という「古典」の課題を、いわば両方同時に解決しようという試みであるともいえる。

また新指導要領では、アダプテーション課題のパラエティを富ませる目的からか、〈翻訳〉に相当する学習課題も新たに加えられている。たとえば、「言語文化」の「読むこと」の「言語活動例エ」として、以下の記載がある。

**和歌や俳句などを読み、書き換えたり外国語に訳したりすることなどを通して互いの解釈の違いについて話し合ったり、テーマを立ててまとめたりする活動<sup>(16)</sup>**。（下線引用者）

一般に、既存の事柄の趣旨を生かして作りかえることを意味する〈翻案〉に対し、〈翻訳〉は、ある言語で表現された文章を原文に即して他の言語に移しかえることをいう。その意味で、〈翻訳〉は〈翻案〉よりも原文尊重の比重が大きく、アダプターの自由度は総じて小さい。ただし、ここで注意したいのは、「外国語に訳す」対象が、和歌や俳句といった短詩型作品であるという点である。試みに、『古今和歌集』の714番歌を例として挙げる。

**あき風に 山のこの葉の うつろへば  
人の心も いかかとぞ思う**

素性法師の作である本歌は、一般的な解釈として作者が女性の立場で詠んだものとされ、「あき風」には「秋」と「飽き」が、「うつろふ」には「木の葉の色づきの変化」と「人の心変わり」がそれぞれ掛けられているとされる。

例にも見るように、短詩型は長さに制約があるので情報量を最大限増やすために、意図的に同音異義語や同一語多義を多用するので、読み手によって解釈の幅が多様なものとなることが想定される。また、「外国語に訳した」後に、「互いの解釈の違いについて話し合」う活動が想定されていることから、本課題のねらいが単純な〈翻訳〉作業にはなく、〈創作性を許容する書き換え〉という意味で、「創作」に近いアダプテーション課題であると位置づけられる。

なお、「外国語訳」に対しては、『解説（平成30）』では、以下のような「合教科型」ともいえるべき指導上の注意を促している。

**外国語に訳すに当たっては、単純な逐語訳に陥らないような工夫が必要となる。そのためには、生徒が題材を自分なりに理解し解釈するとともに、必要に応じて、外国語科の教師との連携を図ることが重要である<sup>(17)</sup>**。

周知のとおり、「合教科型」は2020年の教育改革が導入した新しい授業スタイルであるが、「英数国理社」といった個々の教科・科目の範囲内の知識・技能にとどまらず、複数の教科・科目の知識・技能を横断的に組み合わせることを意味している。『解説（平成30）』に「単純な逐語訳に陥らないような工夫が必要」と注記されているように、〈創作性を許容する書き換え〉を第一段階とし、さらに、その英語訳を第二段階とする、二段構えの「表現」「活用」型の言語活動と位置づけられる。

さらに、新指導要領では、いわゆる〈リライト〉的な表現技法を学び、自ら使いこなす活動に重きが置かれている点も指摘しておきたい。「リライト」(rewrite)とは、すでに世に出た作品の一部分に他者が手を加え、目的に合わせて書き換えることをいう。その意味で、既存の事柄の趣旨を生かしつつ全体的に作りかえる〈翻案〉と比べると、〈リライト〉は改変の規模が小さく、限定的である点に特徴がある。

たとえば、「言語文化」の「言葉の特徴や使い方に関する

る事項オ」に「本歌取りや見立てなどの我が国の言語文化に特徴的な表現の技法とその効果について理解すること<sup>(18)</sup>」という記載がある。そして、それを受けた「言語文化」の「書くこと」の「言語活動例ア」に、以下の記載がある。

**本歌取りや折句などを用いて、感じたことや発見したことを詩歌や俳句で表したり…する活動<sup>(19)</sup>。**

「本歌取り」とは、典拠のしっかりした古歌（本歌）の一部を取って新たな歌を詠み、本歌を連想させて歌にふくらみをもたせる技法である。他者に〈リライト〉であることがはっきりとわかるように「典拠のしっかりした」ものを下敷きとする点に特徴があり、その意味で、他人の作を我が物として無断で使用する「盗作」や「剽窃」などとは根本的に異なる。あくまでも、長さに制約のある短詩型において内容を最大限豊富にするための技法であり、意図的に、過去の名歌を連想させて「歌にふくらみをもたせる」という点に主眼が置かれている。

従来、「我が国の言語文化」というと、「源氏物語」に代表される「もののあはれ」や、「枕草子」の「をかし」、「平家物語」の「無常」、「新古今和歌集」の「艶」や「幽玄」、松尾芭蕉の俳諧が洗練させた「さび」などといった文学的・美的理念が人口に膾炙している。「古典」理解の深化を図る目的からも、いずれも日本文化理解において重要な概念ではあるが、しかし、こうした抽象度の高い、ある意味、曖昧さのある概念の説明から始めて、「講義調の伝達型授業」以上の能動的な学習へと展開させることは、実際にはかなりハードルが高いといえる。

これに対し、「本歌取り」に代表されるアダブテーションは、あくまでも「技法」であるという点からも、〈模倣可能性〉において優位性がある。新指導要領の『解説（平成30）』では、「我が国の言語文化」を単に「理解したり尊重したりすることにとどまることなく、自ら継承、発展させていく担い手としての自覚をもつこと<sup>(20)</sup>」の重要性が繰り返し強調されているが、「自ら継承、発展させていく」とは、つまり、学習者が実際に参画することが可能であるということである。その点で、「技法」であるアダブテーションは「主体的な表現」活動として活用しやすい。

以上の理由から、新指導要領では、①「古典の翻案」、②「古典の翻訳」、さらには③「古典のリライト」といったアダブテーション型の創作活動が豊富に盛り込まれるに至ったと考えられる。学習者の「主体性」を醸成しな

がら、同時に「古典」を通じての伝統的な言語文化への理解の深化も図れるという意味で、一石二鳥の効果を上げようとする意図を、新指導要領からは看取することができるのである。

そして、いまひとつ、「翻案」と並び〈模倣可能性〉という観点から、「言語文化」の「書くこと」の「言語活動例ア」に取り上げられた「技法」に、「折句」がある。「折句」とは、和歌、俳句、雑俳などの中に別の意味を持つ言葉を織り込む「言葉遊び」の一種であるが、たとえば、平安時代の歌論書『新撰和歌髓脳』に収められた、小野小町が「折句」を用いて応答したとされる例に、次のようなものがある。

**【小野小町が人に送ったという歌】**

○と(言)の葉は ㊦きは(常盤)なるをば  
 ㊧の(頼)まなむ ㊨つ(松)を見よかし  
 ㊩(経)ては散るやは

**【これに応えた人の歌】**

○と(言)の葉は ㊪こ(常)懐かしき  
 ㊫な(花)折ると ㊬べての人に  
 ㊭(知)らすなよゆめ

つまり、各句の頭に一字ずつ意味を読み入れるかたちで、小町が「琴たまへ（琴を貸してください）」と頼んだのに対し、相手が「琴はなし」と断っているのである。

本言語活動は、現行の指導要領における「国語総合」の「書くこと」の「言語活動例ア」（「情景や心情の描写を取り入れて、詩歌をつくったり随筆などを書いたりすること」）から改訂されたもので、どちらも短詩型の創作を求める点では共通するが、やはり新指導要領の方が、より具体的な記述内容となっており、また、力点の置かれ方も異なっている。

それぞれの『解説』を見ると、「国語総合」の「書くこと」の「言語活動例ア」の場合、ゼロからの創作を通して「自らのものの見方、感じ方、考え方を見つめ直したり深めたりすること」が期待されている点で、「主体的な表現等」の「重視」が見て取れるのに対し、「言語文化」の「書くこと」の「言語活動例ア」が力点を置いているのは、「日本人として大切にしてきた言語文化を積極的に享受して社会や自分との関わりの中でそれらを生かしていくという観点」である。

つまり、「折句」という〈模倣可能〉な「技法」を用いた短詩の創作課題にも、学習者の「主体性」の醸成と、「古典」の涵養を一石二鳥で達成しようとする意図が見

て取れるのであり、このあたりに、新設された「言語文化」という科目の特徴が如実に表れているといえるのではないか。

#### 4. 日本の言語文化としての「アダプテーション」

実は、現行の指導要領と新指導要領は共に、アダプテーションを単に「主体性」や「古典」という高校国語の課題に対応するのに都合がよいツールとしてのみ価値づけているわけではない。以下は、新指導要領『解説（平成30）』からの引用である。

我が国の言語文化においては、しばしばこうした翻案が新しい言語文化の担う行為として機能してきた。口承文芸だけでなく、和歌の本歌取りや謡曲などもまたその産物といえる。近世や近代以降の小説の多くもまた我が国や中国の伝統的な言語文化を基にしていることは言うまでもない<sup>(21)</sup>。

我が国の言語文化への理解とは、上代から近現代までの連続した時間の中で言語と文化の関わりについて、多様な視点で考えたり新たな認識を深めたりすることを指している…古典を翻案した近現代の物語や小説などを読むことによって…伝統的な言語文化が享受された一つの在り方に触れることができる<sup>(22)</sup>。(下線引用者)

つまり、アダプテーションという技法が、記録文学以前の「口承文芸」から、中世「和歌の本歌取り」や能の「謡曲」、さらには近世、近代以降の小説に至るまで連続と受け継がれてきた、「我が国の言語文化」全体にわたる「独自性」として前面に押し出されているのである。もっとも、「和魂漢才」や「和魂洋才」、「雑種文化」<sup>(23)</sup>といった語にも表れるように、日本人が伝統を守り続ける一方で、新しいものを取り入れ、自国の文化に発展させることに長けた民族であるという見方は決して珍しくない。

しかし、こと日本文学史においては、前掲した新指導要領が示したような文学史の観方は、必ずしも自明であるとは言えない。第一に、近代以降の日本文学を論じる際には、近代以前と以後が切り離され、中国や日本の伝統的な言語文化からの影響よりも、欧米の同時代の言語文化からの影響を軸として論じる方が主流だからである。また、第二に、アダプテーションという切り口で、日本の「上代から近現代」にまでわたる言語文化を捉え直そ

うとする視点は、これまでの日本文学史においてほとんど見られなかったからである。

これに対し、現行および新指導要領に顕著に示されているのは、日本の言語文化における古典と近現代の連続性である。実際、新指導要領『解説（平成30）』では次のような言及がなされている。

我が国の言語文化の特質とは、我が国の言語文化の独自の性格や その価値のことであり…巨視的には作品を集合的に捉えた時代全体の特質、さらに近現代につながる我が国の言語文化全体の独自性のことである<sup>(24)</sup>。(下線引用者)

結論を言うと、現行の指導要領から新指導要領に引き継がれたのは、このような〈連続史観〉に基づく〈日本文学〉史観であった。古代において中国の文化の受容と変容とを繰り返しながら日本独自の文化が築かれ、その独自性が現代に至るまで連続と保たれていると見る点に特徴がある。このような捉え方は、2006（平成18）年に改正された教育基本法、翌2007（平成19）年に改正された学校教育法の中で、新たに「伝統」と「文化」を尊重し、「我が国と郷土を愛する態度」を重視する教育方針が示されたあたりから顕在化してきたように思われる。

重要なのは、このような、ある種の単純化に基づく〈連続史観〉的〈日本文学〉史観が台頭してきた背後には、やはり「主体性」の醸成と「古典」の涵養というテーマが見え隠れすることである。

新指導要領の編纂者たちの意図は、日本の言語文化の独自性や価値を、生徒ひとりひとりに、他者にも説明できるような深いレベルで理解させ、さらには、自らもその継承者であるという自覚のもとに、それらに参画させることにある。しかし、「日本の言語文化を継承、発展」といっても、高校生にそれらを指導することは容易ではない。指導を可能にするためには、「これぞまさしく日本の代表的な言語文化である」といった、何らかの具体的な見本が必要となる。つまり、それが、「アダプテーション」としての「本歌取り」であり、「折句」なのである。前述したように、「本歌取り」も「折句」も、生徒たちが「技法」として〈模倣可能〉であるという点が、なによりも重要なのである。

#### まとめ

高校国語では、現行の指導要領でも、新指導要領でも、「主体性」の涵養と「古典」理解の深化が大きなテーマ

となっているが、どちらにおいても「アダプテーション」が重要な「技法」として取り上げられている。一方で、具体的な指導事項においては、「脚本化」に代表される「演劇を国語授業に取り入れよう」という志向性が後景化する一方で、「古典」を活用した創作課題は質量共に、いっそう豊富に取り入れられるようになったという特徴がある。

さらに、新指導要領では、単純に「主体性」と「古典」という2つの課題を克服するための便利なツールとしてアダプテーションを価値づけているだけでなく、我が国の代表的な言語文化としてアダプテーションを前面に押し出している。その背景には、2006（平成18）年の教育基本法の改正以降、政策として強く打ち出されている伝統尊重の方針が、我が国の言語文化の過去からの連続性を強調する、一種の〈連続史観〉として展開されるに至ったと結論する。

#### 注

- (1) 2016（平成28）年8月26日、文部科学省審議会初等中等教育分科会教育課程部会「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ（第2部）（国語、社会、地理歴史、公民）」、p.115.
  - (2) 注1に同じ.
  - (3) 2008（平成20）年1月17日、文部科学省中央教育審議会取りまとめ文書「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」、p.127.
  - (4) 文部科学省（2010）『高等学校学習指導要領解説 国語編，教育出版』，p.3.
  - (5) 前掲（2010）『高等学校学習指導要領解説 国語編』，p27.
  - (6) リンダ・ハッチオン（邦訳2012）『アダプテーションの理論』（晃洋書房）などに詳しい.
  - (7) 前掲（2010）『高等学校学習指導要領解説 国語編』，p61.
  - (8) 文部科学省，演劇メーカー  
<http://engeki.mext.gop/>（現在は閉鎖）.
  - (9) 拙稿「国語教育とアダプテーション—高校「国語総合」教科書の「創作」課題の検証—」，大東文化大学教職課程センター紀要 第3号，pp.47-54.
  - (10) 阿武泉監修『読んでおきたい名著案内 教科書掲載作品13000』，日外アソシエーツ，p.(9).
  - (11) 文部科学省（2018）『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 国語編』東洋館出版社，p.202.
  - (12) 前掲（2018）『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 国語編』，p203.
  - (13) 平田オリザ（1998）『演劇入門』，講談社現代新書 第2章.
  - (14) 注5に同じ.
  - (15) 前掲（2018）『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 国語編』，p193.
  - (16) 前掲（2018）『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 国語編』，p133.
  - (17) 前掲（2018）『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 国語編』，p134.
  - (18) 前掲（2018）『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 国語編』，p116.
  - (19) 前掲（2018）『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 国語編』，p125.
  - (20) 前掲（2018）『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 国語編』，p111.
  - (21) 注15に同じ.
  - (22) 前掲（2018）『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 国語編』，p122.
  - (23) 加藤周一（1956）『雑種文化—日本の小さな希望』，講談社.
  - (24) 前掲（2018）『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 国語編』，pp.117-118.
- （付記）本研究はJSPS 科研費 20K02892 の助成を受けたものです。